

関西広域連合の執務時間を定める規則

平成 22 年 12 月 4 日
関西広域連合規則第 1 号

(執務時間)

第 1 条 関西広域連合の執務時間は、関西広域連合の休日を定める条例（平成 22 年 関西広域連合条例第 2 号）に規定する休日を除き、午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。

2 広域連合長が特に定める期間にあっては、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(分野事務局の執務時間)

第 2 条 関西広域連合事務局設置条例（平成 22 年関西広域連合条例第 3 号）第 1 条 第 2 号から第 7 号に規定する各事務局について、これを担当する職員の属する府県の定めるところによる。ただし、これにより難い場合は、広域連合長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。